

## ○薬物乱用防止対策事業の運用について

(平成一一年七月九日)

(医薬麻第一一〇一号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局麻薬課長通知)

標記事業の実施に当たっては、平成一一年七月九日医薬発第八三五号厚生省医薬安全局長通知「薬物乱用防止対策事業の実施について」が発出されたところであるが、その運用に当たっては、下記の点に御配慮願いたい。

### 記

#### 一 薬物乱用防止推進事業について

##### 薬物乱用防止指導員の実施業務について

- これまでの「覚せい剤乱用防止推進員」を「薬物乱用防止指導員」に変更し、実施されるものであること。
- 薬物乱用防止指導員の名称については、各都道府県の実情に応じ、時期をみて変更手続きを行うこと。
- 対象とする薬物は麻薬・向精神薬、覚せい剤のほか、大麻、あへん、有機溶剤等を含むこと。
- 薬物乱用防止指導員(以下「指導員」という。)の実施業務は、これまでの覚せい剤乱用防止推進員と同様に、地域の特性に応じた薬物乱用防止のための啓発活動を中心業務として実施すること。
- 指導員の中で、薬物に関する研修等を受けるなどして専門的な知識を修得している指導員の方には、地域での集会、家族教室の場などで薬物乱用の弊害等に関する知識について講演を行うなど、予防啓発の観点からの指導を実施されたいこと。
- 特に麻薬中毒者指導員を兼ねている指導員及びそれに準ずる指導員は、相談業務の対応に努めること。

#### 二 薬物乱用防止指導員地区協議会運営事業について

##### (一) 薬物乱用防止指導員協議会(県協議会)について

- これまでの「覚せい剤乱用防止推進員協議会」を「薬物乱用防止指導員協議会」に変更し、実施されるものであること。
- 既に県協議会が運営されている都道府県においては、その名称については、各都道府県の実情に応じ、時期をみて変更すること。
- 県協議会には事務局が置かれていること。

##### (二) 薬物乱用防止指導員地区協議会(地区協議会)について

- これまでの「覚せい剤乱用防止推進員地区協議会」を「薬物乱用防止指導員地区協議会」に変更し、実施されるものであること。
- 既に地区協議会が運営されている都道府県においては、その名称については、各都道府県の実情に応じ、時期をみて変更すること。
- 指導員は、全員いずれかの地区協議会に属すること。
- 設置規模は、地区協議会が事業を実施するに当たり、組織的効果が期待でき、かつ、協議会の運営が円滑にできる範囲とする。(たとえば保健所単位)  
なお、予算上は四七都道府県(保健所単位)を補助対象としていること。
- 地区協議会には、事務局が置かれていること。
- 組織的な啓発活動とは、地区協議会に属する指導員が集団で、又は、複数の地区協議会が合同で、県協議会又は地区協議会の実施計画に基づき、啓発指導活動を展開することを言う。
- 地区協議会の実施計画に基づく啓発指導活動を進める上で、保健所、精神保健福祉センター等の薬物問題相談窓口機関と連携を図っていただきたいこと。

#### 三 保健所における薬物相談窓口事業について

- これまで保健所で開設している「覚せい剤相談窓口事業」を「薬物相談窓口事業」に変更し、実施されるものであること。  
但し、簡易検査の業務については廃止することとする。
- 相談者のプライバシーの保護には、格別の注意を願いたいこと。
- 専門的な相談によっては、新たに実施される精神保健福祉センターでの薬物関連問題相談事業の窓口を紹介するなど、精神保健福祉センターと連携をとっていただきたいこと。
- 相談窓口においては、パンフレット等各種啓発資料の提供についても努められたいこと。
- 広報啓発の推進については、地域の薬物乱用防止指導員や薬物乱用防止活動に取り組んでいる関係団体や関係機関と連携をとり、啓発活動を実施されたいこと。
- 保健所での業務実施となることから、保健所業務の担当課と連携を密にし、円滑に実施されたいこと。

#### 四 精神保健福祉センターにおける薬物関連問題相談事業について

- 精神保健福祉センターに、薬物関連問題に関する相談に対応する専門医師等の専門スタ

ップを特定の曜日、時間帯等に配置すること。

- 薬物関連問題相談事業の内容としては、地域の実態や精神保健福祉センターの体制に応じて次のようなものを実施すること。
  - ・薬物関連問題に関する相談業務に従事する関係機関の職員等に対する研修会の実施（薬物による精神障害に関する医学的知識、治療及び社会復帰の方法など）
  - ・一般市民を対象とした講演等の実施
  - ・薬物関連問題についての家族教室の開催（薬物による精神障害者への対応法について、回復の実例紹介など）
  - ・薬物による精神障害者に対する相談の実施（治療の動機付け、医療機関の紹介など）
- 精神保健福祉センターでの業務実施となることから、精神保健福祉業務の担当課と連携を密にし、円滑に実施されたいこと。